

瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第14号

瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会条例(平成28年瀬戸市条例第14号)第8条の規定に基づき、瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 公募による市民
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第3条 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の者に意見を聴くことができる。

(議事録)

第4条 審議会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、
会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。